土木工事に係る設計・調査等業務委託における

別紙１

管理技術者及び照査技術者等の配置要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務の種類 | 管理技術者 | 照査技術者 |
| 設計業務 | 配置すること | 業務中に照査が含まれる場合、照査技術者を配置する |
| 測量業務 | 配置すること | 業務中に照査が含まれる場合、照査技術者を配置する  または  ※１の際には、精度管理を照査と読み替える とともに、照査技術者を配置する |
| 地質・土質調査業務 | 配置すること | 業務中に照査が含まれる場合、照査技術者を配置する |
| 用地調査等業務 | 配置すること  用地調査等共通仕様書第３に定める「主任技術者」を「管理技術者」と読み替え適用する。 | 配置しない |
| 積算業務 | 配置すること | 配置しない |
| 工事監督支援業務 | 配置すること | 配置しない |

※１　山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領による低入札価格調査の対象であるとともに、調査基準価格を下回った者と契約を行う場合

１．管理技術者、照査技術者の資格要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務の種類 | 管理技術者 | 照査技術者 |
| 設計業務 | 技術士法（昭和58年法律第25号）第２条に規定する技術士（業務に該当する部門）あるいは社団法人建設コンサルタンツ協会が付与する シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者。  【これと同等の能力と経験を有する技術者とは】  ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、建設コンサルタント等業務に関し20年以上の実務経験を有する者。  ② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者。  ③ その他の者にあっては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者。  ④ 業務委託金額が 500万円未満の場合は、資格を問わない。ただし、委託者が指定した重要構造物設計業務は除く。 | 管理技術者資格と同等で、兼任はできない。 |
| [土木工学又は同等の工学に関する科目]  橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木、森林土木、機械工学、建築学、鉱山学、地学、物理学等  [建設コンサルタント等業務従事年数]  建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の計画・管理業務に従事又はこれを監理した期間の合計年数とする。 |
| 測量業務 | 測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士。 | 管理技術者資格と同等で、兼任はできない。 |
| 地質・土質調査業務 | 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条に規定する技術士[建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）]あるいは社団法人建設コンサルタンツ協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー（登録部門を地質又は土質及び基礎とするものに限る。以下「RCCM」という。）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者。  【これと同等の能力と経験を有する技術者とは】  ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、地質・土質調査業務に関し15年以上の実務経験を有する者。  ② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、地質・土質調査業務に関し20年以上の実務経験を有する者。  ③ その他の者にあっては、地質・土質調査業務に25年以上の実務経験を有する者。 | 管理技術者資格と同等で、兼任はできない。 |
| [土木工学又は同等の工学に関する科目]  橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木、森林土木、機械工学、建築学、鉱山学、地学、物理学等  [地質・土質調査業務従事年数]  地質・土質調査業務の計画・調査・立案・助言及び管理業務に従事又はこれを監理した期間の合計年数とする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務の種類 | 管理技術者 | 照査技術者 |
| 用地調査等業務 | 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任者又はこれらの者と同様の知識及び能力を有する者。  （用地調査等共通仕様書第3条に定める「主任技術者」を「管理技術者」と読み替えて適用する。） |  |

２．担当技術者・管理技術者・照査技術者の資格要件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務の種類 | 担当技術者 | 管理技術者 | 照査技術者 |
| 積算技術業務 | ・技術士(総合技術監理部門－建設)  ・技術士(建設部門)  ・土木学会上級技術者  ・土木学会一級技術者  ・1級土木施工管理技士  ・2級土木施工管理技士  ・RCCM( 土木関係部門)又は同等の資格を有する者  ・公共工事発注者支援技術者Ⅰ種・Ⅱ種又は発注者が同等と認める者  ・公共工事の発注者として技術的実務経験を １０年以上有する者  ・同種及び類似業務における１件以上の経験を有する者 | ・技術士(総合技術監理部門－建設）  ・技術士(建設部門)  ・土木学会上級技術者  ・土木学会一級技術者  ・1級土木施工管理技士  ・RCCM （土木関係部門）又は同等の資格を有する者  ・公共工事発注者支援技術者Ⅰ種・Ⅱ種又は発注者が同等と認める者 |  |
| 工事監督支援業務 |